

山梨労働局発表  
平成27年6月8日

【照会先】  
山梨労働局雇用均等室  
雇用均等室長 荒井 直子  
地方機会均等指導官 酒井 康子  
電話 055-225-2859



## 6月は男女雇用機会均等月間

### 職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

#### 1 男女雇用機会均等月間

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場において男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法や「ポジティブ・アクション」への社会一般の認識を深める機会としています（[資料1](#)）。

特に男女雇用機会均等法が施行されてから30年を迎える本年は、依然として全国の労働局雇用均等室に寄せられる相談件数が多く、社会的な問題となっている妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント、通称マタハラ）の禁止について『職場のマタハラでつらい思い、していませんか？～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～』を月間のテーマとして、均等法令などのより一層の周知徹底に取り組んでまいります。

#### 2 山梨労働局の対応

山梨労働局（局長 能坂 正徳）においては、妊娠・出産等不利益取扱いの禁止についての相談件数が、全国の7.0%増に比べ山梨県内においてはほぼ横ばいであることから、厚生労働省、山梨労働局が作成した資料（[資料2～6](#)）を活用し、不利益取扱いの内容や雇用均等室が相談に対応できることについて周知広報の徹底、厳正な行政指導をさらに図ってまいります。

なお、月間中に局主催で開催する労務管理セミナーにおいて、マタニティハラスメントに係る今留意すべき事項について説明を予定しています。

また、山梨労働局では、相談者の立場に配慮しつつ迅速かつ適切な対応を行い、ニーズに沿って、紛争解決の援助を実施し、また法違反が認められる場合には、企業に対して厳正な指導を行います。

【テーマ】 職場のモタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

【相談窓口】

## 山梨労働局雇用均等室

電話 055-225-2859 相談無料、秘密厳守、匿名相談も可

受付時間 8:30～17:15（土・日、祝日、年末年始を除く）

### 3 山梨労働局における平成 26 年度の相談、指導等の状況

平成 26 年度における男女雇用機会均等法その他、育児・介護休業法及びパートタイム労働法における施行状況（[資料7](#)）及び紛争解決の事例（[資料8](#)）をとりまとめました。

#### 【施行状況のポイント】

- 平成 26 年度に山梨労働局雇用均等室に寄せられた相談は 976 件。  
前年度（902 件）に比べて 8.2%増加している。
- 男女雇用機会均等法に関する相談では、セクシュアルハラスメントが最も多く前年度比 55.6%増であり、男女労働者からの相談が過去 10 年間で最多。  
育児・介護休業法では、育児休業に関するものが最も多い。  
パートタイム労働法では、改正法に関するものが最も多い。  
労働者からの相談では、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、育児に関する各種制度の取得等労働者の権利行使に関するものは、合わせて 86 件と多く、平成 23 年度から 4 年連続 80 件台を推移している。  
（全国の雇用均等室では、平成 24 年度は 3,213 件、平成 25 年度は 3,444 件、平成 26 年度については、前年度に比べ 147 件増加の 3,591 件であり、3 年連続増加している。）
- 行政指導を行った件数は 1,922 件。  
内訳は、男女雇用機会均等法では 60.2%とセクシュアルハラスメントが最も多く、育児・介護休業法では義務規定の中では育児休業が 15.9%と最も多い。また、パートタイム労働法では労働条件の文書通知が 40.7%と最も多い。
- 紛争解決援助の申立て（労働局長による援助及び調停）は 5 件。  
内訳は、セクシュアルハラスメント 1 件、妊娠等不利益取扱い 3 件、育児のための時間外労働の制限 1 件である。

## 【添付資料】

- 1 [第30回男女雇用機会均等月間実施要綱](#)
  - 2 [働きながらお母さんになるあなたへ 職場でつらい思い、していませんか？](#)  
(厚生労働省作成)
  - 3 [山梨労働局は、働きながらお母さん・お父さんになるあなたを応援します！](#)  
(山梨労働局作成)
  - 4 [パパ・ママ応援ガイド](#) (山梨労働局作成)
  - 5 [STOP! マタハラ 例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です](#) (厚生労働省作成)
  - 6 [仕事も育児もいきいき山梨](#) (山梨労働局作成)
  - 7 [平成26年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況](#)
  - 8 [紛争解決援助事例](#)
- 参考：[男女雇用機会均等法育児・介護休業法パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内](#)

## 【参考電子データ】

厚生労働省発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000087050.html>

労務管理セミナー

<http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/yamanashi-roudoukyoku/kantoku/seminar270626.pdf>